なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成31・32年度港湾土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を競争参加資格確認申請書の提出期限までに行い、受理されている者であること。

⑶　近畿地方整備局における平成29・30年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成15年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

同種工事は次のとおりとする。

㈠　特定ＪＶの代表者、経常ＪＶ、単体有資格者にあっては、次のａ）からｃ）までの要件をすべて満たす施工実績を有すること。

ａ）陸上工事において、サンドコンパクションパイル工法（締固めは動的又は静的とし、砂杭の材料は指定しない）による砂杭2,600本／件以上施工した工事の実績を有すること。

ｂ）陸上工事において、表層混合処理工を施工した工事の実績を有すること。

ｃ）上記ａ）及びｂ）は別件工事の施工実績でも可とする。

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次のｄ）からｆ）までの要件をすべて満たす施工実績を有すること。

ｄ）陸上工事において、サンドコンパクションパイル工法（締固めは動的又は静的とし、砂杭の材料は指定しない）による砂杭1,300本／件以上施工した工事の実績を有すること。

ｅ）陸上工事において、表層混合処理工を施工した工事の実績を有すること。

ｆ）上記ｄ）及びｅ）は別件工事の施工実績でも可とする。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」「森林―森林土木」又は「水産―水産土木」））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成15年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の工事の施工経験を有する者であること。なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

・同種工事は、次のａ）からｃ）までの要件をすべて満たす施工経験を有すること。

ａ）陸上工事において、サンドコンパクションパイル工法（締固めは動的又は静的とし、砂杭の材料は指定しない）による締固工を施工した工事の経験を有すること。

ｂ）陸上工事において、表層混合処理工を施工した工事の経験を有すること。

ｃ）上記ａ）及びｂ）は別件工事の施工経験でも可とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了した者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

④　申請する技術者が、平成15年４月１日以降に産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下、「出産等」という。）を取得した場合は、出産等期間に相当する期間（日数）を施工実績を求める期間に加えることが出来る。

⑺　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できる者を配置すること。（詳細は入札説明書参照）

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑼　１⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　施工計画書のうち、技術提案に対しては、提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）、又は標準案に基づく施工計画書が適正であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書参照）工事目的物の性能・機能の向上に関する項目の技術提案

⑵　施工体制の評価項目は、次のとおりとする。

①　品質確保の実効性
②　施工体制確保の確実性

⑶　入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、次の①～③の要件に該当する者のうち、⑷によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　支出負担行為担当官から、競争参加資格を認められた者であること。（入札説明書参照）

②　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

上記において、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。